

多賀町中央公民館「多賀結いの森」を利用される方へ

①次のような目的でのご利用はお断りしています。

- ・社会教育法第20条*の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。
- ・商品の販売、展示、試食、実演等による説明会や講習会等の営利を目的とした事業に公民館を利用し、またはその名称を利用する活動
- ・個人教授による受講料を徴収することを目的とした講座や日常の練習活動
- ・バザーや不用品交換会、募金活動（但し、教育委員会が許可した場合は除く）
- ・申請者が依頼した外注業者による商品の直接販売（申請者発行の食券による飲食物の販売は可）
- ・有料の催しもの（但し、教育委員会が許可した場合は除く）
- ・酒類の持込・飲酒および酒気帯びでの利用（但し、教育委員会が許可した場合は除く）
- ・調理室・工作室以外での火気の使用。但し、電気製の保温器（ホットプレート、電磁調理器）は許可を得た上での使用は可能

*社会教育法第20条（公民館の目的）抜粋

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

②利用時に次のようなことがあれば、利用を中止させていただくことがあります。

- ・大きな振動や騒音、悪臭を発生させたり、館内で勧誘を行う等、他の利用者や近隣への迷惑をおよぼすおそれがあるとき
- ・付属設備や備品等を許可なく移動したり、公民館の外へ持ち出したとき
- ・共用スペースを占有したり、共用スペースに物品を保管、放置しているとき（サークル共有スペースは除く）
- ・そのほか、公民館の管理上必要な職員の指示に従わないとき
- ・申請時の利用内容と実際の利用内容が著しく異なる場合

※なお、中止によって発生した損害等について、当館は一切責任を負いません。

③ご利用の際には、次の点にお気をつけ下さい。

- ・申請時の利用時間は、事前準備、後片付けの時間も含まれます。（部屋は予約時間5分前に入室していただけます。）
- ・利用者の半数以上が町外在住者の場合は町外利用となります。（町内利用で申請される場合は、利用者名簿の提出をお願いします）
- ・不特定多数の参加等、利用者の内訳を示せない場合は町外料金となります。
- ・企画や利用内容がわかるものを提出してください。また、申請後に変更となった場合は速やかに多賀町中央公民館へ報告して下さい。
- ・原則、発生したゴミは利用者でお持ち帰りください。
- ・ペットの入館はご遠慮ください。（補助犬は除く）
- ・施設内の付属設備を破損した場合は、実費弁償となります。
- ・敷地内および建物内は、全て禁煙です。
- ・予約の取消し・変更は利用日の7日前までにお願いします。（キャンセル料が発生する場合があります。）

多賀町中央公民館「多賀結いの森」
滋賀県犬上郡多賀町久徳 160-2
電 話 0749-48-1800
FAX 0749-48-2363
有 線 3-3962